

Title	J・ A・ G・ グリィフィス H・ ストリート 共著 『行政法論』
Sub Title	J.A.G. Griffth, H. Street : Principles of administrative law
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.4 (1954. 4) ,p.82- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540415-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

き點である。

その他本書はコンメンタールとしての諸條件を總て具えている」とは言うまでもなく、各本條の註釋の外に、最初の五十五頁に株式會社法總説を加え、株式會社の概念、株式會社の機能と法的規整、株式會社法の法源、株式會社法の特徴、株式會社制度の發達と法律政策の變遷、株式會社法の改正、各國株式會社法の變遷の説明に充てられたほか、本論に入つても、數ヶ條に互る共通の問題については、それぞれ總説的記述がその前に置かれている。設立の總説、發起設立の概説、募集設立の概説及び設立に關する責任の總説などがそれである。各本條の解説に採上げられている論點やそれぞれの場所に引用されている内外の學說判例も豊富且つ周到である。

コンメンタールについて甚盤の淺い我國の學界の現状に於て、本書を以て直ちに例え、Staub, Düringer-Hachenburg, Schliegelberger-Quassowski などの定評あるコンメンタール群と對照して優劣を論ずることは無理であらうけれども、少くともその水準に達するために手のとどく附近まで、重要な足場を構築したものと、注目すべき本格的勞作であることは疑を容れない。

本書に述べられている個々の論旨については、筆者の異見を述べさせて貰いたい點も、所々散見しないことはないが、それは別の機會に譲ることとし、兎に角、本書は實務家にとつては、その常面する具體的問題の解決の手懸りとして、又學者や學生にとつては、研究素材とその解明の觀點や態度等を知るために、一度は是非とも本書を検索する職責を感ずることであらう。

(津田利治)

J. A. G. Griffith, H. Street

Principles of Administrative Law

1952. pp. 316. Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd. (London)

H. J. A. G. Griffith, H. Street 共著

『行政法論』

(一)

わが國の行政法は獨逸的考えかたのもとに發達してきた。しかし、新憲法が制定せられて以來、從來の考えかたのうゑに、さらに若干の英米法的考えかたが導入された。このため、近時、英米行政法の研究がわが學界においてもさかんにおこなわれている。ただ、英米行政法と包括的にいつても、この間に若干の差異がそんする。たとえば、米國においてグッドノウがその著「比較行政法」のなかで行政法にたいし、好意的な態度をしめし、また、近時、ハート・スウィンソン等による行政法教科書ならびに關係論文が數多く公にせられている。これにたいし、英國ではすでに周知のごとく、デイシイの行政法否定論に端をはつし、そののち現實的な必要にせまられ、はじめて行政法が一般に不精無精ながらもみとめられだした。このためか、行政法教科書に類する書籍はほとんど存在しなかつた。このような事情のもとで、近時出版せられたグリフィスの「行政法

論」は英國行政法研究の手懸りをうるため、非常に意義深いものである。

(一)

本書は七章、約三百頁許りよりなつてゐる。参考のため各章の主題を列挙すると、

- I Introductory
 - II The Legislative Powers of the Administration
 - III The Control of the Legislative Powers of the Administration
 - IV The Administrative and Judicial Powers of the Administration
 - V The Control of the Administrative and Judicial Powers of the Administration
 - VI Suits against the Administration
 - VII Public Corporations
- である。

右の章別より明かなごとく、英國の行政法はわれわれのもつてゐる行政法體系とかなりことなつた趣をていしてゐる。きわめて簡單にのべると、英國で行政法とよばれてゐるものの研究對象は、委任立法の問題・行政裁判の問題を中心とし、Executive となつた Administrative の特質を探求せんとするにある。

以下、本書の内容を紹介する(ただし、紙面の關係で各章きわめて簡單にしか取扱えなかつたことをあらかじめ附記しておく)。

(三)

第一章は分量的にみるとわずかなものであるが、そののべるところはおおくの問題をふくんでゐる。それ故、これらの點をやや詳しくのべてみよう。本章では、まず第一に個人主義政治體制はいかにして成立したかを考察する。かかる政治體制成立のための主たる原因とし、①往時の封建的・ステュアートの支配にたいする反動、②産業革命の結果生じた manufacturer 階級の利害の調和、③ ロックの private right, private property の神聖化および、④ スミスの自由放任主義の兩者が合して生じた政治哲學の影響、⑤ 生活態度にピューリタン精神の導入、⑥ スペンサーによるダービンの「適者生存理論」の社會生活への適用、等をあげる。そして、このような諸點を基盤とし發達してきた個人主義政治體制は種々の長所をゆうしていたが、時代の變遷にしたがい、やがて修正を餘儀なくされた。この修正のために生じたのが Administration という現象であり、これが公共の安全と衛生のため個人の財産・人身の無制限な自由をたいし拘束をくわえるにいたつた。すなわち、Administration は理念的にみると、消極的な財産の自由の維持ということよりも、積極的にかにして缺乏より自由にするかということであり、現實の制度としては、かかる理念の實現化のため國家の處理事務増大し、その結果、米國の行政委員會 (regulatory commission)・英國の公法人制度・基礎産業の國營化を生じた。しかし、このように行政法の必要性が増大すればするほど、Authority と Individual との關係をいかに調節すべきかが、行政法に課せられ

た重要問題となつてくるという。

おもうに、英國の行政法はかかる背景をゆうするが、これを獨逸の行政法と比較すると、獨逸では法治國家形成のための一環として、行政法 (Verwaltungsrecht) が成立し、發達してきた。これにたいし、英國では文化國家形成のため行政法 (Administrative Law) が發達しつつある。この點が大陸型行政法と英米型行政法のあいだに差異を生ぜしめる根本原因であらう。

さて、本書は既述のごとき總括的な問題提起ののち、行政法一般にかんする具體的考察にはいる。そこでとりあげられている問題は第一に、行政法の定義如何ということである。行政法を定義づけるとする努力は各國の學者によりこころみられた。しかし、「行政法は行政にかんする法である。」というがごとき形式的な定義はしばらくおき、實質的な定義はいまだ成功していない。否、行政概念の複雑性を考えるとき、それは不可能でさえある。それ故、本書はメイランド・ホーランド・ジュエニングス等の諸家の研究を略述したのち、概念的定義をのべるをさげ、重點を①行政部の行使する權力はいかなる種類のものか、②この權力の限界はどこに設くべきか、③行政部の權力行使をこの範圍内にとどめしめるにはいかにしたらよいか、の諸點にうつし、これらの點について論述を進める。

第一章はこのほか權力分立、法の支配、責任行政等の問題も取扱つている。これら項目のうち、法の支配をのべた項は、「法の支配」という言葉の使われている場合を五種にわけ、そのうち、法律上の意味における法の支配はいかなる場合にかきるべきかを論じており、量的には非常に少いが、本章中興味のある部分の一つであつた。

(四)

このような總論的考察をおえ、個別的テーマにうつるのであるが、第二、第三章、ここでは行政部により行使される立法權の諸形態がとりあげられる。まず、第二章において、行政部はどのような性質の立法權を行使するかということにたいし、法案・特權命令・委任命令の三項にわけ説明をくわえる(もちろん(二)のべたごとく委任命令に重點がおかれているのはいうまでもない)。法案、これはいうまでもなく國會に提出されたものであり、該法案を法律とするか否かは全く國會の自由である。しかし乍ら、法案提出から成立までの過程は、國會萬能の往時と現在とかならずしも同一でない。一體、現在の政府提出法案の増加はなにを意味するか。本書はこの點にとくに重點をおく。つきに、本章の中心、委任命令の問題であるが、委任命令の性質はきわめて多種多様である。たとえば、委任命令にふざれている名前でさえ、本書のあげるものに rule, regulation, order, scheme, bye-law, licence, direction, warrant, instrument of approval, minute 等がある。さらに、發布の形式にしても、法律(母法)委任命令(子法)委任命令の委任命令(母法たる法律よりみれば孫にあたる)という系統をふむものもおおく、はなはだしきにいたつては五世代にもわたるものがあるという。また、このようなもののほか、特別な名前のふざれたもの(Statutory Institution, Special Order, etc.)もあり、本書はこれらの性質についても簡単に説明している。

委任立法には右のごとく、母法たる法律により委任の範圍が嚴重

に制限されているものもあれば、非常時立法ともいうべき戦時の特例、ヘンリー八世條項とよばれる委任立法により法律をも修正するがごとき包括委任立法もそんなる。そこで、本書はかかる擴張された型の委任立法形式についてもあわせ論じている。このほか、本章は委任命令の種々の公布手續、委任命令の委任命令等の問題をも取扱つてゐる。

つぎに、第三章では、前章でほぼ性質のあきらかにせられた行政部の立法権にたいする拘束方式を、國會・裁判所・その他、の三項目に大別し敘述している。一體、英國では政府乃至行政部に法案提出権をみとめること自體、國會の大なる讓歩である。しかし、このようなことがみとめられるのは、かかる方式をみとめざるをえぬ不可缺の必要性がそんなるからである。一方、もし國會の手續が従來のままであれば、政府に法案提出権をみとめる効果は何等生じてこない。このため、國會の立法手續の改革が必要となつてくる。この反面、政府提出法案の立法手續が簡易化されればされるほど、國會はいかにして政府の專制化を防止するかが重要問題となつてくる。委任命令についても大體同様のことがいふ。そこで、委任命令の場合は、この成立過程において國會の關與を何等かの形で存置せしめたとしている。つづいて、司法的拘束の方法であるが、裁判所は法案そのものにつき是非を辨別することはできぬ。裁判所で取扱いうるのは、法律乃至委任命令が成文法または慣習法によりさだめられた適法な手續をふんで成立したか否か、の點である。また、ひとたび、成文法として成立すると、裁判所は法の解釋という手段をとおし修正をなしうるようになる。大體において、法案にたいする

司法的拘束の項は右述のごとき點を中心として構成されている。つぎの、委任命令にたいする司法的拘束の部分では、例の「越權の法理」を手續的・實體的の両面より把握せんとする。

第四・第五章、本書はこの部分で行政部の行使する立法權以外の權限を考察する。第四章はこれら權限を、まず、judicial, quasi-judicial, administrative の三種に分類し、ついで、これらの區分を概念的・機能的の両面から研究する。概念的分類の項では、問題の judicial と quasi-judicial との區別につき、ダナフモア委員會の報告書中の當該部分を引用し、これを中心とし（批判をくわえつつ）筆をすすめる。そして、これら用語を實質的に區別することは非常に困難であるとし、手續的な區別を重視する。このように、概念的分類により既述權限の特質を充分究明することができぬと、これらを機能的面より考察せざるをえなくなる。そこで、本章ではこの機能的考察を詳細にわたつておこなひ、つづいて、administrative tribunals の構成・權限・手續をのべる。

ついで、第五章は前章にて考察した行政部の行政作用・司法的作用にたいし、國會はいかなる統制をくわえるか、裁判所はこれらどのように監視するか等を敘述する。國會による統制とし、まず、國會の統制にふくする行政機關を三つのカテゴリーにわけ、ついで規制のおよぶ範圍ならびに方法を考察する。一方、裁判所の行政部にたいする統制は、この國において高等裁判所が下級管轄にたいする監督權行使の一とし、治安判事の管轄權を監督したことにほじま。これは普通法に由來する。本書はこのような歴史的背景を略述したのち、裁判所のおこなう調査の範圍・方法をのべる。

第六章、本章では行政機關にたいする訴訟提起の場合を論ずる。第一に、ドイツの「法の支配」の原則の一たる、英國憲法は官吏も市民も普通裁判所において同一訴訟手續で裁判する、という有名な主張を引用する。しかし、かれ、ドイツは諸種の免責規定のあることを輕視したと指摘する。この免責規定がそんなため、人民はたとえ損害を蒙つても、權利請願のごときかぎられた方法によるほか、救済手段をゆうしなかつた。一方、十九世紀以來國家の處理すべき事務は激増し、このため國家の行爲により人民が損害を蒙る事件は、ますますおおくなつてきた。このような行爲は從來の考えかたでゆくと國家の行爲であり、法的無責任の主張せらるべき行爲であつた。しかし、このような現實の要求との不一致はいつか修正されねばならぬ。そこで、かかる場合に人民を救済するには如何なる手段を講ずべきか。これらの點につき、本書は不法行爲・契約等により生じた損害の救済方法を、國王および公共機關の場合にわけ論じている。

つぎに、最後の章で著者は公法人制度をとりあつかう。これは本書の序論にも指摘されているごとく、英國近代行政發達の特産物ともいふべき制度である。而して、今まで分析されてきた行政法の諸特質も、現實には大部分かかる機構をつうじて具體化せられてきたのである。それ故、最後にとくに一章をもうけ公法人制度を論ずることは、意義ふかいことである。

さて、この章にのべられているところは、まず、本制度の組織法的解明である。このため、公法人制度の歴史的發展をたどり、さらに、一九四五年以降の本制度を三種にわけその特質をのべる。この

ように、本書は公法人制度を分類したうえ、これらはどのようにその權限を行使するか、また、かかる權限はどのような手段で監督されてゆくかにつき、國會・裁判所・その他、の三項にわけ分説している。

以上が本書の概要である。要するに、本書は英國の行政法を綜合的に研究するため手頃なものであるとともに、かの國の行政法上の問題點をしるるためにも便利な參考文獻となるであらう。

(金子芳雄)